

山形市内に事業所をお持ちの事業主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置に係る
「雇用調整助成金」の申請費用を補助します。

■対象者

山形市内に住所を有する事業所の事業主の方（申請者が山形市外でも可 ※注）

■補助対象費用

雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士等への事務手数料

※注）市外の事業所が含まれる場合は按分した額の支給となる場合があります。

※補助対象経費に消費税は含みませんので、ご注意ください。

■補助額

社会保険労務士等への事務手数料に相当する額

ただし、雇用調整助成金申請支給額の **20%の額(1,000円未満の端数は切り捨てます)** を上限とし、
1事業所あたり **合計で40万円** を限度とします。

※補助金算出方法が昨年度と異なりますので、ご注意ください。

■受付期間と受付回数について

受付期間：令和3年7月2日～同年9月30日

補助対象期間：令和3年4月～6月を対象とした雇用調整助成金申請分

※令和2年4月から令和3年3月を対象とした雇用調整助成金申請分への対応は既に受付を締め切らせていただきました。

■補助金申請方法

ハローワーク山形への雇用調整助成金の申請後に、次のものを下記宛先まで郵送にて提出してください。

- ① 「新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金申請支援補助金」交付申請書
- ② 雇用調整助成金支給申請書の写し、又は緊急雇用安定助成金支給申請書の写し
- ③ 社会保険労務士等による助成金の支給申請事務の代行に係る報酬等の領収書の写し

※補助金交付申請書はホームページからもダウンロードできます。

■お問合せ先

「郵送先・申請費用の補助金に関すること」

〒990-8540 山形市旅籠町2-3-25

山形市役所 商工観光部雇用創出課 雇用労政グループ

TEL:023(641)1212(内線415) FAX:023(616)3535

「雇用調整助成金に関すること」

ハローワーク山形（山形公共職業安定所） 助成金窓口 TEL:023(684)1521